

令和8年3月

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび令和8年2月27日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0227第6号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）が改正され、令和8年3月1日より適用されることとなりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

(記)

■ 新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D006-27 悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)				
	HER2 遺伝子検査 (大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)	2500	遺伝子・染色体 100	※1
	ESR1 遺伝子検査(乳癌に係るもの)	2500	遺伝子・染色体 100	※2

下記が追加されました。

※1. (12) HER2遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)

HER2遺伝子検査(大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの)は、大腸癌及び肺癌以外の固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)の所定点数を準用して算定する。

※2. (13) ESR1遺伝子検査(乳癌に係るもの)

ESR1遺伝子検査(乳癌に係るもの)は、乳癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査(大腸癌に係るもの)の所定点数を準用して算定する。

No. 26-07

■ 算定方法の一部改正項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	備考
D006-19 がんゲノムプロファイリング検査				
	がんゲノムプロファイリング検査	44000	遺伝子・染色体 100	※3

下線部が追加されました。

※3. (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、RAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査

イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査、BRAF遺伝子検査

ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査

エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査

オ 肺癌におけるMETex14遺伝子検査

カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査

キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査

ク 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査

ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査

コ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査

サ 固形癌におけるHER2遺伝子検査

シ 乳癌におけるESR1遺伝子検査

(7) 略

以上